オートバックス法人会員制度規約

2021 年 8 月 1 日制定

第１条「本規約の適用範囲」

１．本規約は、株式会社オートバックスセブン（以下、「当社」という）が主宰・管理・運用するオートバックス法人会員制度（以下、「当制度」という）について適用されます。

２．当制度の利用可能な店舗は、当社及び当社が主宰するフランチャイズチェーン加盟法人（以下「当グループ」という）が日本国内で運営・展開するストアブランドのうち、オートバックス、スーパーオートバックス、A PIT オートバックス、オートバックスガレージの店舗（以下、「当グループ店舗」という）とし、その所在は、当グループのホームページ（https://www.autobacs.com）または各店舗にてご確認ください。（店舗の閉店・開店等による変更も、こちらの掲載情報にてご確認ください。）

第２条「入会・会員」

１．オートバックス法人会員（以下、「法人会員」という）とは、本規約を承諾の上、本規約に定められた手続きを完了された法人または個人事業主のお客様をいいます。

２．当制度は入会費・継続料ともに無料です。

３．法人会員は、第５条及び第６条に定めるサービスを受けることができます。なお、第５条に定めるサービスは、株式会社ラクーンフィナンシャル（以下、「ラクーン」という）が提供する決済サービスを利用したサービスです。

４．当制度にはポイントの付与・利用サービスはありません。

第３条「入会手続き」

１．当制度に入会を希望される法人または個人事業主のお客様（以下、「入会希望者」という）は、入会専用 Web ページに会社情報やご連絡先等の必要事項を入力していただきます。

入会専用 Web ページ［https://business.autobacs.jp/fleet/］

２．入会希望者は、本規約第５条のサービス利用のため、掛売サービス「Paid」を提供するラクーンに、入力した当該必要情報が提供されることを予め承諾していただくと共に、ラクーンが定めるメンバー用の利用規約［https://paid.jp/v/contents/pre/guide/rules.jsp］及びラクーンのプライバシー・ステートメント［https://paid.jp/v/contents/pre/guide/privacy.jsp］に同意していただく必要がございます。

３．前項の Paid 申込には審査があり、ラクーンから入会希望者に対しご連絡がございます。その際に別途書類をご提出いただく場合がございます。

４．審査結果によっては当制度へのご入会をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。なお、審査内容についてはお答えいたしかねます。

５．審査通過後、入会希望者は別途当社が指定する方法により、当制度に基づくサービスの対象となる車両の情報を登録していただきます。なお、登録できる車両は、車検証にて入会希望者が所有者または使用者として登録されている車両に限ります。

第４条「会員証発行と取扱」

１．当社は、前条の入会手続きが全て完了した法人会員に対し、オートバックス法人会員カードまたは入会したことを証する情報（以下、「会員証」と総称する）を発行いたします。なお、オートバックス法人会員カードの発行には通常２週間程度の期間を要します。
２．会員証は、原則として 1 枚あたり 1 台以上の車両を登録し、入会時は無料にて発行します。なお、1 枚につき 10 台まで登録可能で、発行枚数に制限はありません。入会時にご希望の枚数を申請してください。ただし、初回発行時以降にカードを追加で発行する場合は、送料等実費がかかる場合があります。
３．会員証には、会員番号とその JAN コード、第 5 条に定めるサービスを利用する際の番号が記載されています。
4．会員証の所有権は当社に属するものとしますが、その管理は法人会員が行うものとします。
5．法人会員は、会員証を第三者に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等に使用することはできません。
6．会員証の紛失・盗難その他の事由により第三者に使用され、法人会員に損害が発生したとしても、当社及び当グループは一切責任を負わないものとします。

第５条「オートバックス掛売サービス」

１．法人会員は、グループ店舗にて会員証を提示することにより、法人会員の事業のために購入する商品にかかる代金及びサービスにかかる料金（以下、「本件代金」という）の支払いを、掛け払い（月末締め翌月末支払いまたは 20 日締め翌 20 日支払い等、Paid の規定による一括請求支払い）（以下、「オートバックス掛売サービス」という）とすることができます。
２．当グループ内にて当グループのレジシステムを用いない方法による決済（例えば、テナント・専門店でのお支払い、自動販売機でのお支払い、レジを使用しない店頭販売）によるお支払い、ならびに金、銀、白銀等の地金類、切手等の専売品類、商品券、ギフトカード等の換金性のある各種商品券その他当社が指定する商品およびサービスでのお支払いはオートバックス掛売サービスの利用対象外とさせていただきます。
３．法人会員は、次に規定されている事項について、予め同意するものとします。
①本件代金債権は、当グループ店舗から当社に譲渡されます。
②本件代金債権のうち、ラクーンの設定した Paid ご利用可能額（以下「Paid 利用可能額」という）までは、前号規定の債権譲渡がされたのちに、当社からラクーンに譲渡されます。
４．前項に基づき、法人会員は、Paid 利用規約に従い、一定の期日までにまとめてラクーンの定めるお支払い方法にてお支払いしていただきます。
５．法人会員は、法人会員の帰責性の有無にかかわらず、以下の項目に該当する場合、当社の請求

に従って、当社に対して本件代金を支払うものとします。

①法人会員の利用に関して当月の利用合計額が、当該法人会員の Paid 利用可能額を超えることとなる場合。なお、当該法人会員の当月の利用合計額が、一回でも当該法人会員の当月の Paid 利用可能額を超えることとなった場合以降は、金額の多寡にかかわらず、Paid 利用可能額を超えることとなった場合以降全ての利用分について、当社から法人会員へ請求します。

②前号に規定する以外にも、理由の如何にかかわらず（Paid 利用規約にかかわらない場合も含む。）、当社及びラクーン間の本件代金債権の譲渡契約等の一切の契約について、何らかの理由によって解除または解約等が発生し、当社からラクーンへ債権譲渡することができなくなった場合。

③前二号に規定する以外にも、理由の如何を問わず（Paid 利用規約にかかわらない場合も含む。）、法人会員がラクーンより Paid の利用を停止（一時的なものも含む）された場合。

6．当社は、法人会員による Paid の利用に関する事項について調査を行い、また法人会員に対して報告、資料の提出等を要請することができるものとし、法人会員はかかる当該要請に直ちに応じるものとします。

7．当社は、法人会員とラクーンとの間に発生した紛争について、一切関知せず、何ら責任を負わないものとします。

8．通信機器、端末等の障害又は通信上の障害やインターネット環境等の事由により、オートバックス掛売サービスの提供が遅延又は不能となった場合に利用することができない場合、又は、偶発的な事由によって、当グループ内のレジシステムが使用できなくなった場合であっても、当社は何ら責任を負うものではありません。

9．オートバックス掛売サービスをご利用される際、T ポイントの付与はありません。

第６条「エンジンオイル交換工賃、オイルフィルター交換工賃無料」

1．法人会員は、会員証を提示することにより、エンジンオイル交換工賃無料、オイルフィルター交換工賃無料のサービスを、本規約第 1 条「本規約の適用範囲」に定める店舗にて利用することができます。なお、各交換工賃サービスは第 4 条規定の各会員証に登録されている車両に限るものとします。

2．各交換工賃サービスを利用する際は、交換作業を行う当日に交換作業に用いる商品を、交換作業を行う店舗で購入した場合に限ります。当グループ店舗含む他店舗で商品を購入した場合や、交換作業実施当日以外に商品を購入した場合は対象外とします。

3．対象商品の決済手法は当制度による「掛売サービス」に限ります。

4．他の制度や企画に基づく交換工賃サービスとの併用はできません。

5．一部の店舗や、一部車両及び車両状態によっては、作業をお受けできない場合や別途特別料金をいただく場合がございます。

第７条「お買上げ商品返品処理について」

１．法人会員が会員証を提示して商品・サービスの購入をされた場合の返品は、次の条件に則ってお受けします。なお、当社および当グループ店舗に責のない返品はお受けできません。

①お買上げ一週間以内であること

②不良品であった場合、当グループ店舗の責による適合相違があった場合、その他当社および当グループ店舗が認めた場合であること

２．法人会員が、上記条件にあたるお買上げ商品を返品する場合は、法人会員情報に登録の担当者より当社に詳細を連絡した上で、その連絡に基づき、当社およびグループ店舗が返品の可否を判断するものとします。

３．返品が可能となった場合は、法人会員は商品と、領収書（レシート）及び会員証を持参の上、お買上げ店舗にて返品の手続きを行うものとします。なお、その場での返金は行いません。

４．返品の手続きは、Paid 規約「メンバー用」第 13 条に定める方法によって行うものとします

５．前四項以外の条件にて返品または良品への交換を希望される場合は、第９条規定のオートバックス法人会員サポートセンターへ連絡し、双方協議の上解決します。

第８条「法人会員情報の取扱」

１．当グループが取得および保有する法人会員に関する情報、登録車両の情報および取引情報等は次のとおりです。

①申込書等の記載事項（商号（屋号）、所在地、電話番号、代表者名、担当者名、担当者ｅ-メールアドレス、車両に関する情報等）

②アンケート等により、提供された情報

③当グループにおける購買に関する情報

④車両の登録番号、車検年月日、排気量、初年度登録年月、車台番号、走行距離、その他の車両に関する情報

⑤ご意見、ご要望、お問い合わせ等に関する情報

２．当グループは、入会申込時に法人会員から提供いただきました個人情報（以下「本個人情報」といいます）を、当グループが別途定める「プライバシーポリシー」記載の目的に利用するほか、法人会員資格の審査、掛売サービスの提供のために利用いたします。なお、当グループは当該個人情報を、「プライバシーポリシー」に則り、適正に取り扱うこととします。

３．法人会員は、当社が次に規定する情報を含めた本個人情報の全部または一部を、オートバックス掛売サービスを提供するために、当社がラクーンに提供することに同意します。

①提供する個人情報

法　　　人：申込担当者名、申込担当者電話番号、申込担当者メールアドレス

個人事業主：代表者名、代表者電話番号、会社住所、申込担当者名、申込担当者電話番号、申込担当者メールアドレス

②利用目的

・Paid 入会のための審査

・Paid の提供

４．入会時に登録した会社情報（住所、電話番号、代表者など）に変更が発生した場合は、法人会員は速やかに当社および Paid の専用 Web ページより所定の手続きを行うものとします。

５．入会時に登録した車両情報に変更が発生した場合は、法人会員は速やかに専用 Web ページより所定の手続きを行うものとします。

６．法人会員は、当制度を運用および管理する目的に加え、下記利用目的のために法人会員に関する情報、所有車両の情報および取引情報等を当グループが取得、保有または利用することに同意するものとします。なお、当グループが取得または保有する情報は、法人や個人が特定できないように適切に加工し、第三者に提供もしくは一般に公表することがあります。

①当グループが主催、または協賛する催し、車検やメンテナンス時期到来、新規事業等その事業内容のお知らせ、または市場調査（アンケート）を、郵便、電話、ショートメッセージサービス（SMS）、ｅ-メール、その他の方法でご案内またはご依頼する目的。

②当グループが店舗運営改善、商品購買動向把握、商品もしくはサービス開発または店舗出店検討を行うための会員情報分析を行う目的。

③当グループは、保険会社（損害保険会社等）から保険代理店業務の委託を受けており、保険会社が取扱う各種商品・サービスの提供のために利用する目的。なお、当グループが委託を受けている保険会社については、各店舗までご照会ください。

④販売した商品の不都合、商品取り付けの不具合、整備不具合等により、法人会員もしくは他の人の生命・身体・財産に損害を与える恐れがある場合、緊急のご連絡をする目的。

７．当グループは総合的なサービスを提供するため、前条によりお預かりした情報を、下記のとおり共同利用させていただきます。

①共同利用する法人会員の情報の項目

本条第 1 項に定める項目

②共同利用者の範囲

当グループ

③共同利用の目的

前項の目的

④共同利用する法人会員の情報の管理について責任を有する者の名称

株式会社オートバックスセブン（当社）

８．前項に定める場合を除き、第三者に法人会員の情報を提供いたしません。但し、次に定める各号に該当する場合はこの限りではありません。

①法人会員の同意があった場合

②法令、条例に基づいて法人会員の情報の提供をする場合（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団等の反社会的勢力の排除のために警察等の関係当局に照会する場合を含む）

９．法人会員の情報の開示、訂正、利用停止および削除を求められた場合は、当該請求者が本人であることを確認後、適切に対応いたします。

１０．その他、法人会員の情報の取扱いに関する指針につきましては、当グループのプライバシーポリシーをご覧いただきますようお願いいたします。

１１．当グループの各種会員証に記載されている情報には、法人会員の情報が含まれております。法人会員自身で厳重に管理していただきますようお願いいたします。

第９条「お問合せ」

当制度に関する内容、法人会員の情報および当グループのプライバシーポリシーの内容等についてのお問合せは、下記までお願いいたします。

オートバックス法人会員サポートセンター

TEL:03-6878-6993

お問合せは、９時～１２時、１３時～１７時３０分

※年末年始休暇日と土日祝日を除きます。

第１０条「オートバックス法人会員カードの再発行・紛失・盗難・破損」

１．オートバックス法人会員カードが紛失・破損した場合、所定の手続きを行っていただくことで、再発行いたします。その際、再発行料と送料等実費をいただく場合があります。

２．再発行の場合、オートバックス法人会員カードのご利用状況・状態によっては正確なデータの移行ができないことがございます。

３．法人会員はカードの紛失、盗難等によりカードを停止する場合には、当社指定の方法にて、速やかに停止手続きを行うこととし、その後当社へ速やかに通知するものとします。

第１１条「退会」

１．退会は随時行えるものとし、専用 Web ページより退会手続きを行ったうえ、会員証をご返却いただきます。なお、法人会員の退会と合わせて、Paid をご利用されない場合は、法人会員にて別途 Paid の規定に基づく手続きを行うものとします。

２．法人会員に不正行為や迷惑行為等があった場合は、当グループは当該法人会員を退会させることができるものとします。

３．法人会員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標ぼ

うゴロ、または特殊知能暴力集団等の反社会的勢力であることが判明した場合は、不正行為や迷惑行為等の有無にかかわらず、第 13 条第 2 項の規定に基づいて、当グループは当該会員を退会させることができるものとします。

４．当グループにおいて、２年以上会員証のご利用が確認できない場合、当社は当該法人会員を退会させることができるものとします。

５．上記規定の他に当グループの基準により、当グループは当該法人会員を退会させることができるものとします。

第１２条「変更及び終了」

１．当グループは、当制度の変更により本規約に変更の必要が生じた場合は、１ヵ月前の予告期間をおいて当グループのホームページ（https://www.autobacs.com）において変更後の本規約の内容を会員に周知することにより、変更することができるものとします。予告期間経過後は、変更後の本規約の内容が適用されるものとします。

２．当グループは、当グループのホームページにて終了の 1 カ月前までに掲載し周知することで、当制度を終了する事ができるものとします。

第１３条「反社会的勢力の排除」

１．法人会員、法人会員として入会を申し込まれた法人等および個人事業主（以下総称して「法人会員等」という）ならびにカード使用者およびカード使用者として入会を申し込まれた方（以下併せて「カード使用者等」といい、「法人会員等」と「カード使用者等」を併せて「会員等」という）は、会員等、会員等の役員・顧問・従業員または会員等を実質的に支配しもしくは会員等の経営に影響力を行使できる者が暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の 9 者を総称して「暴力団員等」という）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。

２．当社は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、当社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。また、当社は、会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第５条第１項に基づき支払責任者の期限の利益を喪失させ、第１１条第３項の規定に基づき会員資格を喪失させます。

３．前項の規定の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について両社に請求をしないものとします。

４．本条第１項に定める「暴力団員等の共生者」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

①暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者

②暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

③自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもっているなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者

④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者

⑤暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

⑥その他暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者

以上